

人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「四国中央市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和4年度四国中央市人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 令和4年4月1日現在の職員数

令和4年4月1日付人事異動に関しては、新規職員40名を採用するとともに愛媛県への職員派遣、年金支給開始年齢の引上げに伴う定年退職者再任用制度による11名（短時間）配置など、総数289名（昇格者を含む）の人事異動発令を行いました。昨年度同様「自己申告制度」や「人事評価制度」により、職員の意欲の向上と適材適所の人事配置を行うとともに、「勸奨退職制度」により組織の新陳代謝の促進に努めました。

(2) 令和4年度採用試験及び退職者数

令和4年度の職員採用試験については、令和3年度と同様に多様な人材の確保を目的として公務員試験対策不要の試験区分を設け、人物評価を重視したコミュニケーション能力試験をそれぞれの職種に応じて行い、合格者47名（一般事務職21名、技術職（土木）1名、技術職（化学）1名、保健師2名、保育士・幼稚園教諭8名、言語聴覚士2名、消防職9名、情報技術職1名、学芸員1名、看護師1名）を採用予定者としました。

令和4年4月1日現在の職員数は877名ですが、年度内退職等の55名を減じ、令和5年4月1日付採用者等49名（新採43名 国交省派遣1名 県教委派遣2名 国交省派遣期間満了2名 県警派遣1名）を加えると、令和5年4月1日現在の職員数は871名となりました。

(3) 部局別職員数及び定員適正化の状況

(単位:人)

区 分	H16. 4. 1		H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1
議会事務局	12		8	7	7	7	7
市長部局	881		631	618	614	608	602
教育委員会事務局	144		99	88	85	91	92
選挙管理委員会事務局	4		2	2	2	2	2
監査委員事務局	3	・・・	3	3	3	2	2
公平委員会事務局	兼務(1)		兼務(1)	兼務(1)	兼務(1)	兼務(1)	兼務(1)
農業委員会事務局	9		5	6	6	5	4
水道局	75		34	34	34	33	34
消防本部・消防署	142		130	124	124	129	128
合 計	1,270		912	882	875	877	871

2 職員の人事評価の状況

人事評価制度については、地方公務員法が改正され、平成28年4月から人事評価制度の導入による能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることが求められております。当市ではこれまでも職員の人材育成と職場内のコミュニケーションのツールとして、全職員に対し能力行動考課を実施していましたが、地方公務員法の改正を契機として、これまで以上に職員個人の能力や組織力の向上が図られるよう、人事評価制度を改め、勤勉手当や昇任、人事配置等に活用する新たな運用を行っております。

人事評価の結果については、所属長等評価者から本人に面談を通じて通知しており、能力開発や評価の過程におけるコミュニケーション等を通じ、組織内の意識の共有化や組織パフォーマンスの向上に努めています。また、給与への反映として、人事評価結果に基づき勤勉手当の支給に係る成績率を決定するなど、職員のモチベーションの向上を目指しています。

3 職員の給与の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

●一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四国中央市	43.9歳	336,982円	401,833円	365,146円
愛媛県	43.3歳	321,600円	415,813円	352,408円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.8歳	313,723円	388,666円	350,027円

●技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四国中央市	52.4歳	332,775円	348,101円	330,867円
愛媛県	54.8歳	333,400円	368,171円	345,960円
国	50.9歳	286,947円	—	328,603円
類似団体	51.9歳	305,675円	338,783円	321,896円

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		四国中央市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	189,643円	182,200円
	高校卒	150,600円	155,674円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

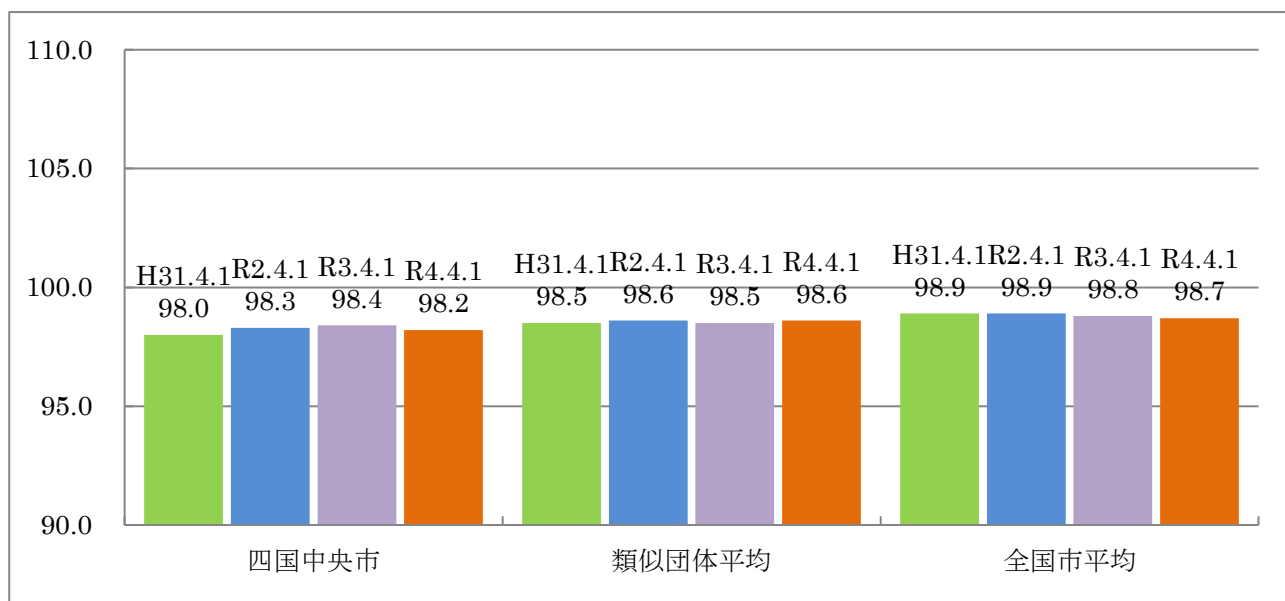
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,013円	356,541円	381,667円	389,000円
	高校卒	212,900円	302,275円	359,200円	373,133円

(4) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分		給料月額等	期末手当
給料	市長	950,000円	令和4年度支給割合 3.30月分（加算15%）
	副市長	700,000円	
報酬	議長	481,000円	
	副議長	424,000円	
	議員	391,000円	

(5) ラスパイレス指数の状況

当市の令和4年4月1日現在のラスパイレス指数は、98.2となっています。



※ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数のことです。

※ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(6) 給与に関する制度改正の状況

令和4年の人事院勧告では、3年ぶりに月例給、特別給ともに引上げの勧告がなされました。

本市においても、人事院勧告に合わせ、月例給について、若年層を中心に0.23%の俸給表の引上げ改定を行い、特別給については、民間の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給月数を0.05月引上げました。

なお、令和3年の人事院勧告に伴う期末手当の引下げ（△0.15月）については、国に準じ、令和4年6月の期末手当から減額調整を行いました。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分（休憩時間12:00～13:00）、週38時間45分です。ただし、消防署、福祉施設等の交替制勤務職場に勤務する職員の勤務時間については、週38時間45分を原則として勤務時間の割り振りをしています。

(2) 休暇等の状況

休暇等の種類は、年次有給休暇、病気休暇、育児休業、介護休暇及び特別休暇（産前産後休暇、忌引、公民権行使、ドナー休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、生理休暇、夏季休暇、子の看護休暇等）で、その取得状況は下表のとおりです。

○年次有給休暇 集計期間（R04.1.1～R04.12.31）

総付与日数	総取得日数	職員数（※注）	平均取得日数	消化率
30,717.0日	6,110.0日	783人	7.8日	19.9%

※（注）正規職員のうち、1年間を通し在職した職員数です（休業、退職及び派遣の期間がある職員を除く。）。

○介護休暇

集計期間（R04.4.1～R05.03.31）

介護休暇を 承認した職 員数	介護休暇承認期間の内訳					
	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人

○育児休業

集計期間（R04.4.1～R05.03.31）

区 分	男性	女性
令和4年度中に新たに育児休業を取得した職員	5人	13人
育児休業の期間が前年度から引き続けている職員	0人	18人

○部分休業

集計期間（R04.4.1～R05.03.31）

区 分	男性	女性
令和4年度中に新たに部分休業を取得した職員	0人	2人
部分休業の期間が前年度から引き続けている職員	0人	6人

○病気休暇

集計期間（R04.4.1～R05.03.31）

区 分	延べ人数
令和4年度中に病気休暇を取得した職員	56人
病気休暇の期間が前年度から引き続けている職員	3人

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

区 分	免職	降任	病気休職	刑事休職
処分者数	0人	0人	20人	0人

※ 分限処分とは、職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持するため、職員の意に反して行われる処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分等の状況

区 分	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0人	0人	0人	0人

※ 懲戒処分とは、職員の義務違反に対して任命権者が課する制裁であり、職員の道義的責任を明らかにすることにより地方公共団体の規律と秩序を維持するための処分です。

6 職員のサービスの状況

(1) サービス上の義務

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないことになっています。職員に対しては、下表のとおりサービス上の様々な義務が課されています。

区 分	備 考
法令等及び職務命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当たって法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはいけません。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党結成への関与禁止等政治的行為が制限されています。
争議行為の禁止	職員の争議行為は禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事できません。

(2) 職務専念義務の免除

職務専念義務については、法律又は条例に規定がある場合に免除されることになっています。

消防団員活動、中学校等スポーツ大会審判員、人間ドック利用等の場合に職務専念義務を免除しています。

(3) 営利企業等の従事許可

職員は全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いては、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。次のいずれかに該当する場合を除くほかは、営利企業等の従事許可をすることができます。

(ア) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(イ) 企業、事業又は事務が職務又は勤務する機関と密接な関係にあつて特別な利害関係を生ずるおそれがある場合

(ウ) 企業、事業又は事務の性質上これに従事することが公務員として適当でないと認められる場合

相続した不動産を管理する場合等に、営利企業等の従事許可をしています。令和4年度の許可件数は19件です。

7 職員の研修の状況

(ア) 集合研修

①階層別研修

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として一部オンライン研修を導入し、新規任用職員と採用2・3・7年目の職員及び職位別に新たに昇格した新任主査・主任・係長・課長補佐・課長等を対象に経験年数や職位に応じたテーマで階層別研修を実施しました。

No.	研修名称等	研修実施日	受講者数
1	新任課長研修(説明会)	4月11日	15人
2	新任課長補佐研修	4月15日	30人
3	新規任用職員研修 前期研修	4月18日～20日	31人
4	指導リーダーOJT研修	4月25日	20人

No.	研修名称等	研修実施日	受講者数
5	新任係長研修	4月27日	22人
6	新任主任研修	5月13日	9人
7	新任課長研修	5月25日	13人
8	新規任用職員研修 後期研修	10月18日～19日	39人
9	新任主査研修	1月24日	33人
10	3年目職員研修（チームビルディング研修）	1月27日	18人
11	2年目職員研修（レジリエンス研修）	12月7日	23人
12	7年目職員研修（リーダーシップ研修）	12月12日	9人
合計			262人

②専門研修

多様な専門的テーマについて受講希望者や管理職を対象として専門研修を実施しました。

No.	研修名称等	研修実施日	受講者数
1	面接官養成研修	8月9日	18人
合計			18人

(イ) 派遣研修

愛媛県研修所等に延べ10人を派遣しました。

研修主催機関等	No.	研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
愛媛県	1	問題解決・発想力パワーアップ講座	7月28日～29日	愛媛県研修所 (松山市) 一部オンライン	1人
	2	クレーム対応講座	8月24日		1人
	3	財務運営実務講座	9月26日～27日		1人
	4	情報分析・活用力向上講座	11月9日～10日		1人
	5	県・市町中堅職員研修	11月14日～17日		1人
	6	経営分析基礎講座	11月21日～22日		1人
	7	アサーティブコミュニケーション講座	12月8日～9日		1人
小計					7人
市町村職員中央研修所	1	災害に強い地域づくりと危機管理	1月30日～2月7日	市町村職員中央研修所(千葉市)	1人
	小計				

研修主催 機関等	No.	研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
その他	1	社会基盤メンテナンスエキスパート養成講座	9月1日～2日 9月7日～9日 9月21日～22日 9月28日～30日 10月6日～7日	松山市 一部オンライン	1人
	2	新任担当者のための滞納整理実務入門	9月21日～22日	日本経営協会 関西本部 (大阪市) ※オンライン	1人
	小計				2人
合計					10人

(ウ) 公共的団体における自己啓発活動事業

地域社会において公益的なまちづくりを行っている公共的団体に職員を派遣し、会員との交流や情報交換を通じ、職員の資質向上を図ることを目的に創設された「公共的団体における自己啓発活動事業」について、令和3年1月から公益社団法人法皇青年会議所に職員1人が加入し自己啓発に取り組んでいます。

(エ) 自主研修

①まちづくり出前講座

防災、高齢者福祉等の市政の様々なテーマについて市民への情報提供を行い、市政への理解浸透を図る「まちづくり出前講座」を通じ、講師を務める職員自らがより深く市政について学び、専門的知識や技能を身につけ説明能力を養成するなどの資質向上に繋がりました。

名称	講座総数	内開講講座数	年間延開講数	年間延受講者数
まちづくり出前講座	84講座	33講座	339回	11,812人

②インターンシップ事業（学生の就業体験受入れ）

学生の就業体験として20人を受け入れ、職員が学生の指導育成という経験を通じ、管理能力、指導能力等の資質向上に繋がりました。

学校種別	受入学生数	受入期間	受入先
大学	13人	8月1日～31日	防災まちづくり推進課、政策推進課、地域振興課、産業支援課、こども家庭課、発達支援課、生涯学習課、文化・スポーツ振興課、警防課
専門学校	3人	8月1日～6日	観光交通課、文化・スポーツ振興課

高等専門学校	1人	8月 8日～12日	下水道課
高等学校	3人	11月8日～10日	観光交通課、文化・スポーツ振興課
合計	20人		

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生及び健康管理

当市では、独自の職員互助組織は設置していません。地方公務員等共済組合法に基づく愛媛県市町村職員共済組合の各種事業（短期給付、長期給付、福祉事業等）及び愛媛県市町村職員互助会等の各種事業（給付事業、厚生事業等）の適用を受けています。

また、労働安全衛生法の規定に基づく健康診断及び保健師による健康相談等を実施しています。令和4年度の実績は下表のとおりです。

事業名	内 容		
定期健康診断	実施期間	一般職員：令和4年6月～9月末まで年1回 深夜業等従事職員：令和5年3月末まで年2回	
	対 象	勤務時間数が週19時間以上で1年間勤務予定	
	契 約	宇摩医師会	
	健診方法	個別健診	
	受診者数	正規職員：延424人（一般304人、深夜業等120人） 会計年度任用職員：延494人（一般463人、深夜業31人）	
人間ドック等	実施期間	令和4年4月～令和5年3月末まで	
	実施主体	愛媛県市町村職員共済組合・公立学校共済組合等	
	対 象	各組合員・被保険者等	
	健診方法	個別健診	受診者数
生活習慣病予防健診等	実施期間	令和4年4月～令和4年9月末まで	
	実施主体	全国健康保険協会（協会けんぽ）等	
	対 象	会計年度任用職員等のうち希望者	
	健診方法	個別健診	受診者数
健康相談	健診後保健指導：健診結果より、面接・電話等で個別に保健指導 延べ30回		
	メンタルの不調に関する相談		延 65回
	メンタル不調以外の健康相談		延 42回
	休職中職員を対象とした健康相談		延 45回
	職場復帰後健康相談		延 17回
	病気休暇取得後復帰時の健康相談		延 17回
	家族や医療機関等との相談・面談		延 63回
	新規採用職員の健康相談		40回
	産業医健康相談（ストレスチェック結果）		16回
カウンセリング事業	産業カウンセラーによるカウンセリング（新規採用職員・2年目職員・随時希望者）		延 32人
	臨床心理士によるカウンセリング（随時希望者）		延 82人
	精神科医によるメンタル相談室		5回 5人

事業名	内 容	
ストレスチェック事業	実施期間	令和4年10月24日～11月7日（年1回）
	対 象	週29時間以上労働する職員と派遣職員
	受検人数	1,237人（受検率 約96.34%）
職場復帰支援事業	職場復帰訓練利用者：3人	
	メンタルヘルス不調者対応支援：12人	
過重労働対策	産業医健康相談（時間外勤務時間数：月80時間以上）延69人 保健師健康相談（時間外勤務時間数：3カ月平均60時間以上）延6人	
	毎週金曜日ノー残業デーの実施	
健康教育	メンタルヘルスラインケア研修 日時：令和4年6月9日（木）13:30～15:30・6月29日（水）14:00～16:00 参加者数：71人	
	メンタルヘルスラインケア研修会 日時：令和4年10月28日（金）13:30～15:30 参加者数：63人	
	メンタルヘルスセルフケア研修 日時：令和4年7月12日（火）①10:00～12:00 ②13:30～15:30 参加者数：156人	
衛生委員会	年3回開催	
ハラスメント防止	ハラスメント相談：51回	
衛生委員会ニュース 他	インフォメーションによる健康情報や感染予防対策の提供：22回	

(2) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合への負担金	愛媛県市町村職員共済組合	1,027,698,795円
	公立学校共済組合愛媛支部	70,744,717円
愛媛県市町村職員互助会への負担金		7,673,879円

(3) 公務災害補償の概要

公務上又は通勤途上の災害により、負傷又は死亡した場合は、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。令和4年度の補償件数は下表のとおりです。

区 分	傷 病	死 亡
公務災害	5 件	0 件
通勤災害	0 件	0 件

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

年度当初係属件数	年度中要求件数
0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

年度当初係属件数	年度中申立て件数
0 件	0 件